

保険医療機関における書面掲示

◇明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご旨お申し出ください。

◇夜間・早朝等加算

水曜日の18時以降、土曜日の正午以降に受付なされた方については、夜間・早朝等加算が算定されます。

◇時間外対応加算1

地域における休日・夜間医療への貢献推進の観点から、診療時間外の容態悪化にご対応するため、時間外対応加算1の届出をしています。再診の方のみ診察券記載の緊急連絡先で対応します。診療時間内は当院代表電話をご利用ください。

◇医療DX推進体制整備加算

オンライン資格確認システムを通じて、患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導を行う際、当該情報を閲覧し活用しています。マイナンバーカードの健康保険証利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。

◇医療情報取得加算

当院では診療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報）を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

◇一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

◇患者様の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて対応しています。

ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

「厚生労働大臣の定める掲示事項」について

- 1 当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
- 2 当院は九州厚生局に下記の届出を行っております。
 - (1) 基本診療料の施設基準等に係る届出
 - ・ 短期滞在手術等基本料 1
 - (2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出
 - ・ 外来・在宅ベースアップ評価料 1

ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。
ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

当院の院内感染防止対策の取り組み

1. 基本的な考え方

患者さんへの感染拡大防止は、安心・安全な医療提供体制の基盤です。当院では、院内感染予防のための取り組みを徹底して実施します。

- * 感染症疑いの患者さんは、院外でのトリアージ及び院外診察
- * 院内陰圧設備による全館常時換気
- * 午前／午後始業前に椅子、机などのアルコール清拭
- * 内視鏡による感染伝播対策（手袋、N95 マスク、フェイスシールドの使用、ベッド・枕などを検査毎にアルコール清拭、終業後の中性洗剤清拭、週一回次亜塩素酸ナトリウム清拭など）

2. 体制

院長を「院内感染管理者」、師長を「副管理者」と定め、「感染防止対部門」を設置し、診療所全体で感染対策に取り組んでいます。

3. 業務内容

最新エビデンスに基づき「感染防止対策指針」を定めています。「当院の標準予防策」「職員感染予防策」「疾患別感染対策」「洗浄・消毒・滅菌・抗菌薬の適正使用」などの手順書を作成し、実施しています。1週間に1回程度、院内巡回し、院内感染防止対策の実施状況を確認しています。

4. 研修

全職員に対し年2回以上の院内研修を実施し、感染防止の知識向上を図っています。

5. 抗菌薬適正使用のための方策

抗菌薬を投与することで発生する多剤耐性菌や副作用を避けるため、厚生労働省「抗微生物薬適正使用の手引き 第二版」を参考にして、適正処方を実施します。

6. 連携

当院では外来感染対策向上加算を算定しており、熊本地域医療センターとの感染対策連携を取っています。熊本地域医療センター及び熊本市医師会への感染症・抗菌薬使用状況報告や、感染対策の研修会及び新興感染症の発生等を想定した訓練に参加しています。